

委 託 契 約 書

委託業務の名称 水槽設備等定期点検・産業廃棄物収集運搬処分業務委託
委託料の額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
委託の期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
委託業務の場所 福島県福島市大町50-1地内
委託施設 福島県福島市大町50-1に所在する県有施設(愛称「チェンバおお
まち」という。)
契約保証金 契約金額の100分の5の額とする。
ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当す
る場合は、契約保証金の全部を免除する。

上記委託業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)、受託者
(以下「乙」という。)は、次の各条項により委託契約(以下「本契約」という。)を締
結する。

共通事項

(委託料の支払等)

第1条 乙は、第19条と第30条の規定による業務内容について、確認の結果適正であ
るとされたときには、甲に対し適法な請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければなら
ない。

(遅延利息)

第2条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うこ
とができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未
払代金に対し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その
端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(事故に対する措置)

第3条 乙は、乙の派遣する作業員の、作業中の事故その他一切の責任を負うものとする。
(損害賠償)

第4条 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責に帰すべき事由により盗難、損傷その他
の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その
他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させること
ができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、
甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙及び丙に対して当該契約の解除を求め、乙及び丙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に

対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成14年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、本契約により生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定

による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更の届出）

第11条 乙は、その代表者に変更があつたときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書類の保存）

第16条 甲及び乙は、契約書、契約書に添付される書面及びマニフェストをその完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

水槽設備等定期点検業務

（業務の履行）

第17条 乙は、別紙委託仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。

（実施計画等）

第18条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

（業務報告）

第19条 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。

（履行の確認及び補正）

第20条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内

容の補正を命ずるものとする。

3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

(光熱水費)

第21条 業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

産業廃棄物収集運搬処分業務

(法の遵守)

第22条 甲及び乙は、業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令を遵守するものとする。

(産業廃棄物の種類、数量及び単価)

第23条 甲が乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量は、別表1のとおりとする。

(処分の場所、方法及び処理能力)

第24条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、別表1のとおり処分する。

(運搬の最終目的地)

第25条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、甲の指定する別表1の処分業者(以下「処分業者」という。)の事業所に搬入する。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第26条 乙の事業範囲は別表2のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第27条 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別表3のとおりとする。

(収集運搬業者)

第28条 第23条の産業廃棄物の第24条に指定する事業場への搬入は、別表1の収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)とする。

(積替保管)

第29条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行ってはならない。

(マニフェスト)

第30条 甲は、産業廃棄物の搬出の際、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)に必要事項を記載し、乙に交付する。

2 乙は、前項の当該マニフェストを産業廃棄物とともに第25条で指定した処分業者に回付するとともに、産業廃棄物を処分業者の事業場に搬入する際、マニフェストB1(収集運搬業者管)票及びB2(運搬終了)票に処分業者から必要事項の記載を受け、B2票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともに、B1票を保存する。

(甲乙の義務と責任)

第31条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報を乙に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - (4) その他当該産業廃棄物を取り扱う際の注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、乙の業務及び処理方法に支障を生じるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発注工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から、運搬の最終目的地における荷下ろしの作業の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。
- 4 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2（運搬終了）票で代えることができる。
- 5 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

（予定数量の増減）

第32条 第23条に規定する予定数量に増減が生じた場合においても単価は契約額と同額とする。

（履行の確認及び補正）

第33条 甲は、第31条第4項の規定による業務終了報告書その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

（業務の調査等）

第34条 甲は、この契約に係る乙の産業廃棄物の処理が、法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

（契約解除時の取扱い）

第35条 第6条により契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の責に帰すべく理由により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の業務を遂

行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の責に帰すべく理由により乙が解除した場合

甲は、乙のもとに甲が排出した産業廃棄物がある場合は、その残っている産業廃棄物についての収集運搬の業務を、許可を有する別の業者に甲の費用をもって行わせなければならない。

(再委託)

第36条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に乙の車両が故障した等の真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、法令の定める再委託の基準に従い、乙は、書面による甲の承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。この場合において、甲の要求があったときは、乙はこの再委託を乙の責任において解除する。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島市杉妻町2-16
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別表1（第23条及び第24条関係）

産業廃棄物の種類	
種類	汚泥
予定数量	5,000kg（2,500kg×2回） （3ヶ月以上の期間を空けて、令和6年11月までに1回、令和7年3月までに1回処理（処分）を行う）
単価	1kg当たり 円 （消費税及び地方消費税を除く）
処分の場所、方法及び処理能力	
事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	
収集運搬・処分業者	
商号・名称及び代表者	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	
(1) 性状及び荷姿に関する事項：含水率85%以上 (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：なし (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項：なし (4) その他当該産業廃棄物を取り扱う際の注意事項：なし	

別表2（第25条関係）

◎乙の事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市名	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	
詰替え及び保管行為の有無	

別表3

◎最終処分の場所、方法及び処理能力

番号	事業場名・所在地	処分方法	施設の処分能力
1			
2			
3			

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。